

**ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策
(国内制限措置の延長と一部変更)**

2021年12月6日
在ギリシャ日本国大使館

ギリシャ政府が国内制限措置を延長・一部変更しましたので、お知らせします。今回の措置の有効期間は、12月13日までとなっています。

今回変更された主な内容は次のとおりです。

●クリスマステーマパークへの入場には、18歳以上は新型コロナワクチン接種証明書、新型コロナウイルス治癒証明書（4歳～17歳は入場前24時間以内のセルフテストによる陰性申告書でも可）の提示が必要となる。屋外・屋内を問わずマスク着用義務がある。人数制限は、周囲と1.5m以上の間隔を保ち、5平方メートルに1人までとする。

■「制限措置の一覧」（当館作成資料）については、下記リンクからご確認ください。
https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20211206_kokunai.pdf

※各種施設利用時の必要書類が流動的でわかりにくくなっています。別添資料をご確認いただくとともに、詳細については各事業社等にお問い合わせください。

在ギリシャ日本国大使館（領事部）

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911 FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp